

工事請負契約等における契約の保証に関する取扱いについて

(平成18年 4月12日決裁)

1 工事請負契約等における契約の保証

- (1) 二本松市工事請負契約約款（平成17年二本松市告示第14号。以下「工事約款」という。）、二本松市建設事業に係る業務委託契約約款（平成23年二本松市告示第56号。以下「業務約款」という。）、二本松市建築設計業務委託契約約款（平成23年二本松市告示第57号。以下「建築約款」という。）又は二本松市工事監理業務委託契約約款（平成23年二本松市告示第53号。以下「監理約款」という。）第4条に規定するとおり、工事請負契約等（工事請負契約又は工事に関する業務委託契約をいう。以下同じ。）における契約の保証については金銭的保証を原則とし、契約権者（二本松市財務規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第2条第9号に規定する契約権者をいう。以下同じ。）は、落札者又は随意契約の相手方（以下「落札者等」という。）に対し、請負代金額（工事に関する業務委託契約の場合にあっては、業務委託料。以下同じ。）の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証のいずれかを求め、工事請負契約書等（工事請負契約書又は工事に関する業務委託契約書をいう。以下同じ。）案の提出とともに同表の左欄に掲げる契約の保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、規則第88条2項の契約保証金に代わる担保となる有価証券については、規則第156条第1項各号に規定する有価証券（当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。）とし、この契約による債務の不履行による生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約権者が確実と認める金融機関については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

契約保証金の納付	落札者等が契約保証金の金額に相当する金額の現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付し、交付を受けた領収書（規則第22号様式。以下「契約保証金領収書」という。）
----------	--

契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供	落札者等が契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を会計管理者又はその委任を受けた出納員若しくは当該出納員の委任を受けたその他の会計職員（以下「出納機関」という。）に提出し、交付を受けた領収書（以下「保管有価証券領収書」という。）
銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

(2) (1)の規定にかかわらず、請負代金額が500万円未満の工事請負契約又は100万円未満の工事に関する業務委託契約については、規則第90条の規定により、契約の保証を免除することができる。ただし、変更後の請負代金額が同条の規定額以上となる場合は、この限りでない。

2 契約締結時における取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から工事請負契約書等案の提出とともに契約保証金領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結するものとする。

(ア) 契約保証金領収書に領収印（収入済印）が押印されていること。

(イ) 契約保証金領収書に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること。

イ 契約権者は、アの確認の後、契約保証金領収書を落札者等に返還するものとする。

なお、契約保証金領収書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から工事請負契約書等案の提出とともに保管有価証券領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結するものとする。

(ア) 保管有価証券領収書に領収印（収入済印）が押印されていること。

(イ) 保管有価証券領収書に記載の総（金）額が契約保証金の金額の8分の10であ

ること。

イ 契約権者は、アの確認の後、保管有価証券領収書を落札者等に返還するものとする。なお、保管有価証券領収書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結するものとする。

(ア) 名宛人が契約権者であること。

(イ) 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証委託者が落札者等であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

(オ) 保証債務の内容が工事請負契約書等に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事の工事名（工事に関する業務委託契約の場合にあつては、業務名。以下同じ。）が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(キ) 保証金額が契約保証金額以上であること。

(ク) 保証期間が工期（工事に関する業務委託契約の場合にあつては、履行期間。以下同じ。）を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

イ 工事請負契約等を締結後、保証書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結するものとする。

(ア) 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）が契約権者であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が落札者等であること。

(エ) 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があ

ること。

(オ) 主契約の内容（履行保証保険の場合にあっては、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(カ) 保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が請負代金額の10分の1以上であること。

(キ) 保証期間（履行保証保険の場合にあっては、保険期間）が工期を含むものであること。

イ 工事請負契約等を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約権者は、工事約款第43条若しくは第44条、業務約款若しくは建築約款第43条若しくは第44条又は監理約款第30条若しくは第31条のいずれかに該当するときは、速やかに工事請負契約等を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事（工事に関する業務委託契約の場合にあっては、業務。以下同じ。）を完成（工事に関する業務委託契約の場合にあっては、完了。以下同じ。）する見込みがあるときは、工事約款第50条第5項、業務約款若しくは建築約款第51条第5項又は監理約款第37条第5項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条若しくは第44条、業務約款若しくは建築約款第43条若しくは第44条又は監理約款第30条若しくは第31条の規定に基づき、契約を解除した場合は、収入権者（規則第2条第6号に規定する収入権者をいう。以下同じ）に通知し、収入権者は、歳入の調定をし、契約保証金に係る歳入歳出外現金を歳入へ振り替えるものとする。

イ 契約権者は、工事約款第50条第2項、業務約款若しくは建築約款第51条第2項又は監理約款第37条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条若しくは第44条、業務約款若しくは建築約款第43条若しくは第44条又は監理約款第30条若しくは第31条の規定に基づき、契約を解除した場合は、出納機関に契約保証金に代わる保管有価証券が市に帰属した旨の通知をする。

イ 契約権者は、工事約款第50条第2項、業務約款若しくは建築約款第51条第2項又は監理約款第37条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条若しくは第44条、業務約款若しくは建築約款第43条若しくは第44条又は監理約款第30条若しくは第31条の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式1）及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、収入権者に債権発生のお知らせを行うものとし、収入権者は、歳入の調定を行うものとする。なお、保証金請求書の写しは、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 収入権者は、歳入の調定をしたときは、金融機関等宛に納入通知書（規則第22号様式）を送付するものとする。

ウ 契約権者は、工事約第50条第2項、業務約款若しくは建築約款第51条第2項又は監理約款第37条第2項に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条若しくは第44条、業務約款若しくは建築約款第43条若しくは第44条又は監理約款第30条若しくは第31条の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額））を記載した保証金請求書（履行保証保険の場合にあっては、保険金請求書（別記様式1）。以下同じ。）、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、収入権者に債権発生のお知らせを行うものとし、収入権者は、歳入の調定を行うものとする。なお、保証金請求書の写しは、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 収入権者は、歳入の調定をしたときは、保険会社宛に納入通知書（規則第22号様式）を送付するものとする。

ウ 契約権者は、工事約款第50条第2項、業務約款若しくは建築約款第51条第2項又は監理約款第37条第2項に規定する違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

4 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款31条第5項若しくは第6項、業務約款若しくは建築約款第32条第3項若しくは第4項又は監理約款第25条第3項若しくは第4項の規定に基づき工事目的物（工事に関する業務委託契約の場合にあっては、成果物又は業

務報告書。以下同じ。)の引渡しを受けた後、契約保証金還付請求書(規則第49号様式)による受注者の請求を受けたときは、出納機関に歳入歳出外現金の払出命令票を提出するものとする。なお、受領書(規則第49号様式)の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 出納機関は、契約権者から歳入歳出外現金の払出命令票を受領したときは、受注者に還付するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

契約権者は、工事約款31条第5項若しくは第6項、業務約款若しくは建築約款第32条第3項若しくは第4項又は監理約款第25条第3項若しくは第4項の規定に基づき工事目的物の引渡しを受けた後、保証金還付請求書(規則第49号様式)による受注者の請求を受けたときは、出納機関に通知し、有価証券を返還するものとする。なお、受領書(規則第49号様式)の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

契約権者は、銀行等が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けたときは、銀行等の保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下(3)において同じ。)を受注者を通して銀行等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書還付請求書(別記様式2)及び保証書を受領した旨の受領書(別記様式3)を提出させ、受領書及び保証書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

契約権者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)をそのまま工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

5 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約権者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合(軽微な設計変更で工期末に行われるものを除く。)で、契約保証金の金額(金融機関等の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額)が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額(金融機関等の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書等（工事請負変更契約書又は工事に関する業務委託変更契約書をいう。以下同じ。）案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）を納付した旨の契約保証金領収書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から契約保証金領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。

(ア) 契約保証金領収書に領収印（収入済印）が押印されていること。

(イ) 契約保証金領収書に記載の金額が契約保証金の増額分に相当する金額と同一であること。

ウ 契約権者は、イの確認の後、契約保証金領収書を受注者に返還するものとする。
なお、契約保証金領収書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

ア 契約権者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の保管有価証券領収書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに保管有価証券領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。

(ア) 保管有価証券領収書に領収印（収入済印）が押印されていること。

(イ) 保管有価証券領収書に記載の総（金）額が契約保証金の増額分の金額の8分の10であること。

ウ 契約権者は、イの確認の後、保管有価証券領収書を受注者に返還するものとする。
なお、保管有価証券領収書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。

- (ア) 名宛人が契約権者であること。
 - (イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - (エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
- ウ 工事請負契約等の変更後、変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつては、(ア) から (カ) まで、履行保証保険の場合にあつては、(イ) から (キ) まで）等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。

- (ア) 債権者が契約権者であること。
- (イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が受注者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
- (キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

ウ 工事請負契約等の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

6 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約権者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものを除く。）で、受注者から契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあつては契約保証金額及び保証金額の両方又はいずれか、公共工事履行保証証券による

保証の場合にあっては保証金額) を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額(金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金額及び保証金額の両方又はいずれか、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額) を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、受注者から契約保証金の減額分につき、契約保証金の返還を求める旨の請求を受けたときは、工事請負契約等を変更後、歳入歳出外現金の払出命令票を出納機関に提出するものとする。なお、歳入歳出外現金の払出命令票の写し及び受領書を工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 出納機関は、契約権者から歳入歳出外現金の払出命令票を受領したときは、受注者に還付するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

ア 契約権者は、受注者から契約保証金に代わる有価証券の返還を求める旨の請求を受けたときは、保管有価証券の可分性を考慮して、契約保証金の金額の減額変更を決定し、工事請負契約等を変更するものとする。

イ 契約権者は、アの契約の変更後、受注者に有価証券を返還するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書(別記様式4)を交付し、契約権者が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受領するものとする。

(ア) 名宛人が契約権者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 工事請負契約等の変更後、変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式4）を交付し、契約権者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。
- (ア) 債権者が契約権者であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 債務者が受注者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (カ) 減額後の保証金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
- ウ 工事請負契約等の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

7 工期の延長時の取扱い

契約権者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して工事請負変更契約書等案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。
- (ア) 名宛人が契約権者であること。
 - (イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - (エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
 - (カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 工事請負契約等の変更後、変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。

(ア) 債権者が契約権者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

ウ 工事請負契約等の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

8 工期の短縮時の取扱い

工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約権者が指定する日に保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が契約権者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ウ 工事請負契約等の変更後、変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約権者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が契約権者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

ウ 工事請負契約等の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

9 履行延滞時の取扱い

契約権者は、履行延滞が生じた場合において、工事約款第 50 条第 5 項、業務約款若しくは建築約款第 51 条第 5 項又は監理約款第 37 条第 5 項の規定により、損害金を徴収して、工期経過後相当の期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が契約権者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ウ 工事請負契約等の変更後、変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が契約権者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ 工事請負契約等の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

10 契約の方法及び入札の条件への記載

契約の方法及び入札の条件に契約の保証についての説明事項を記載するものとする。

附 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

別記様式 1

保証金（保険金）請求書

年 月 日

（金融機関等又は保険会社名） 様

住 所
（契約権者）

印

受注者 ○○○○○○と締結した工事請負契約等（工事名（業務名） ○○○○○○）
を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、
納入通知書を送付しますので、それに従ってください。

記

請求金額 金

円

証券番号

（注）証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

別記様式2

保証書還付請求書

年 月 日

(契約権者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり工事を完成（業務を完了）したので、当該工事請負契約等に係る保証書の
還付請求をいたします。

記

1 契約の内容

(1) 工事名（業務名）

(2) 請負代金額（業務委託料） 金 円

(3) 工期（履行期間） 年 月 日～ 年 月 日

(4) 完成（完了）年月日 年 月 日

2 契約保証金の額 金 円

別記様式3

保証書に係る受領書

年 月 日

(契約権者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

保証書（変更契約書がある場合には、変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

別記様式 4

保証契約内容変更承認書

年 月 日

(金融機関等又は保険会社名) 様

住 所
(契約権者)

印

下記保証契約の内容変更について、承認します。

記

1 変更する保証契約の内容

- (1) 証 券 番 号
- (2) 保証委託者又は債務者名
- (3) 工 事 名 (業 務 名)

2 保証契約内容変更の承認事項 (該当箇所の□にレを記入する。)

- 保証金額の減額 (減額前の保証金額 円)
(減額後の保証金額 円)
- 保証期間の短縮 (短縮前の保証期間の終期 年 月 日)
(短縮後の保証期間の終期 年 月 日)
- そ の 他 ()

(注) 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。